

神戸市公共用電気バス普及促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共用として走行する電気バスについて、導入に要する経費の一部を神戸市が国と協調して補助することにより、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進し、自動車から排出される二酸化炭素の排出削減を図ることを目的とする。神戸市公共用電気バス普及促進補助金の交付については、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「自動車検査証」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証をいう。
- (2) 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る自動車検査証にプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものを除く。）をいう。
- (3) 「公共用電気バス」とは、乗車定員11人以上の電気自動車であって、次のいずれかに該当する車両をいう。
 - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）の用に供するもの（予定を含む。）
 - イ 同法第21条第2号に規定する一時的に期間を定めた乗合旅客運送事業（以下「乗合旅客運送事業」という。）の用に供するもの。ただし、当該期間以後にアの用に供するものに限る。
- (4) 「使用の本拠の位置」とは、道路運送車両法第7条第5号に規定する使用の本拠の位置をいう。
- (5) 「初度登録」とは、道路運送車両法施行規則第35条の3第19号に規定する初度登録年月（軽自動車にあつては、初度検査年月）をいう。
- (6) 「リース契約」とは、第5条に規定する補助対象車両の所有者が貸主となって、当該自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該自動車の使用料その他の費用（以下「リース料金」という。）を支払う契約をいう。
- (7) 「リース事業者」とは、リース契約その他市長がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、第5条に規定する補助対象車両の貸付等を行うものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、公共用電気バスを購入又はリース契約等により導入する事業とする。ただし、あらかじめ所有する使用過程車を改造し導入する場合は、補助対象事業に含まない。

2 前項に規定する事業により導入する台数は、当該年度（交付申請を行う年度）につき、一事業者又はリース契約等の借主となる一事業者あたり1台を上限とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、第5条で規定する補助対象車両を所有する者であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神戸市内に事業所を有し、道路運送法第2条第3号に規定する旅客自動車運送事業を行う法人。
ただし、次のいずれかに該当する者は除外する。
 - ア 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人
 - イ 自動車製造業者(「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者)
 - ウ 自動車卸売業者(「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者)
 - エ 自動車小売業者(「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者)
 - オ その他市長が特に不相当と認める者
- (2) 前号に対して貸出するために補助対象車両を購入するリース事業者。ただし、使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映されるリース事業者に限る。

(補助対象車両)

第5条 補助の対象となる車両(以下「補助対象車両」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。

- (1) 前年度2月24日から当該年度2月23日(土・日・祝は、その前の開庁日)までに、公共用電気バスの導入を含む費用について、国による補助金の交付決定通知を受けること。
- (2) 初度登録から、神戸市内の次に掲げるいずれかの場所に使用の本拠の位置を置くこと。
 - ア 補助対象者が前条第1号の場合は、申請者が有する事業所
 - イ 補助対象者が同条第2号の場合は、使用者が有する事業所

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 補助対象車両の本体価格(改造費用を除く。)
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額等)

第7条 補助対象者に交付する補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国による補助金及び本補助金の額の合計が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から国による補助金の額を除いた金額を上限に、補助金を交付するものとする。
- 3 前各項の規定により算出した金額の合計が当該年度の補助金の予算を超過する場合は、前各項の規定にかかわらず補助金の額を減額して予算の範囲内で交付又は交付しないことができる。

(交付申請兼実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を補助対象車両1台ごとに、当該年度の3月7日(土・日・祝は、その前の開庁日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書等）の写し
- (3) 登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（補助対象者がリース事業者の場合は、リース事業者及び使用者のもの）の写し（発行後3か月以内のもの）
- (4) 契約内容が確認できる書類（購入契約書等。補助対象者がリース事業者の場合は、車両本体の購入契約書及び自動車賃貸借契約書等）の写し
- (5) 経費の支払いを証する書類（請求書及び領収書等）の写し
- (6) 自動車検査証の内容が確認できる書類（自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し等）
- (7) 運行予定の路線等が確認できる書類（運行計画書等。第2条第3号イに規定する公共用電気バスを導入する事業にあつては、道路運送法第21条第2号に規定する期間後の運行計画を含む計画書等）
- (8) 補助対象者がリース事業者の場合は、貸与料金の算定根拠明細書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定及び補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行なうものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、補助金規則第7条第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 補助対象車両が第2条第3号アに規定する公共用電気バスであつて、前条の規定による補助金交付申請時点で一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する予定である場合は、運行開始予定日までに補助対象車両を同事業の用に供すること。ただし、既に同事業の用に供している場合を除く。
- (2) 補助対象車両が同号イに規定する公共用電気バスであつて、前条の規定による補助金交付申請時点で乗合旅客運送事業の用に供する予定である場合は、運行開始予定日までに補助対象車両を同事業の用に供すること。ただし、既に同事業の用に供している場合を除く。
- (3) 補助対象車両が同号イに規定する公共用電気バスの場合は、一般乗合旅客自動車運送事業の運行開始予定日までに、補助対象車両を同事業の用に供すること。
- (4) その他市長が必要とする条件

3 市長は、第1項の審査により補助金の交付が不適當であると認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助対象者は、補助金の交付により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、第 3 項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、補助対象者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納入した場合は、この限りではない。なお、第 2 条第 3 号ア又はイの用に供しない状態となる場合は、当該補助金の交付の目的に反した使用のため、当該処分に含めるものとする。

3 前項で規定する財産処分制限期間は、補助金の交付を決定した日から別表 2 に定める期間とする。

4 補助対象者は、第 2 項の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 財産処分承認申請書（様式第 5 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の申請に対し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を財産処分承認・不承認書（様式第 6 号）により補助対象者へ通知するものとする。

6 市長は、前項を承認するときは、交付した補助金のうち第 2 項の処分時から財産処分制限期間に相当する額を、市長が特に必要と認める場合を除き、期限を定めて返還させるものとする。

7 前項の処分時から財産処分制限期間に相当する額は、補助金交付額に、財産処分制限期間に対する残存日数（財産処分制限期間から経過日数を差し引いた日数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。なお、1 年を 365 日で計算する。

8 前項の規定にかかわらず、契約期間中に支払金額が変動するリース契約等の場合、契約期間中に支払金額が変動するリース契約等の場合は、本補助金が適用される期間の残存日数に相当する額を市長が決定するものとする。なお、1 年を 365 日で計算する。

9 市長は、財産の処分により利益が生じるときは、その利益の全部又は一部を交付した補助金額の範囲内で前項及び第 7 号の額に加算して市に納付させることができるものとする。

(帳簿の保存義務)

第 12 条 補助対象者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和 5 年 9 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表1 補助金の額等（第7条関係）

補助金の額	補助金の上限額
車両本体価格※の1/10	400万円

※改造費を除く。

別表2 財産処分制限期間（第11条関係）

財産処分制限期間	交付決定の日から5年
----------	------------

(様式第1号)

年 月 日

受付日^{※1}：

※1 神戸市記入

神戸市長宛

神戸市公共用電気バス普及促進補助金交付申請書

神戸市公共用電気バス普及促進補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者（補助対象者）

住 所	〒		
事業者名			
代表者名	(役職)	(代表者氏名)	
「日本標準産業分類 ^{※2} 」における細分類 (リースの場合は車両の使用者の分類)	(分類コード(4桁))	(項目名)	

※2【参考】総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

(本申請に係る連絡先)

日中の連絡先			
E-mail			
住 所 ^{※3}	〒		
担当者名 ^{※3}	(部署)	(担当者氏名)	

※3 申請者と同じ場合は記入不要

(振込先口座)

金融機関名	銀行	支店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	
口座番号		
口座名義 ^{※4}	(フリガナ) (漢字)	

※4 口座名義は、補助対象者と同一の名義であること。

2. 補助事業に関する事項

補助対象事業の実績	別紙 公共用電気バス導入実績報告書のとおり	
補助金の交付申請額	金	円

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">(1) 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書等）の写し(2) 登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（リース契約等の場合は、リース事業者及び使用者のもの）の写し（発行後3か月以内のもの）(3) 契約内容が確認できる書類（購入契約書等。リース事業者の場合は、車両本体の購入契約書及び自動車賃貸借契約書等）の写し(4) 経費の支払いを証する書類（請求書及び領収書等。リース事業者の場合は、車両本体の購入に係る請求書及び領収書等）の写し(5) 自動車検査証の内容が確認できる書類（自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し等）(6) 運行予定の路線等が確認できる書類（運行計画書等。道路運送法第21条第2号に規定する一時的に期間を定めて乗合旅客運送事業の用に供する場合は、当該期間後の運行計画を含む計画書等）(7) 【リース事業者の場合】貸与料金の算定根拠明細書(8) その他市長が必要と認める書類
---------	--

(様式第1号別紙)

公共用電気バス導入実績報告書

1. 補助対象車両の導入

自動車登録番号	神戸
購入・リースの別	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
使用の本拠の位置	神戸市 区
用途	<input type="checkbox"/> 乗合 <input type="checkbox"/> その他 ()
メーカー名・車名	
型式	
自動車検査証の初度登録	年 月
購入年月 又はリース契約の開始年月	年 月
契約の終了年月 (リース契約の場合のみ)	年 月
使用者の名称 (リース契約の場合のみ)	
使用者の住所 (リース契約の場合のみ)	〒

2. 補助対象事業に係る経費

①車両本体価格 (改造費・消費税等を除く)		円
②国の補助金の額		円
③補助金交付申請額 (①の1/10)	(千円未満切り捨て)	円
自己資金額 (①-②-③)		円

(様式第2号)

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市公共用電気バス普及促進補助金交付決定通知書
兼補助金の額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市公共用電気バス普及促進補助金を交付することを決定し、補助金の額を確定したので下記のとおり通知します。

記

補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記神戸市公共用電気バス普及促進補助金交付申請書に記載のとおり
補助対象車両の自動車登録番号	神戸
補助金等の額	金 円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市公共用電気バス普及促進補助金交付要綱を遵守すること。 <p>【申請時に運行を開始していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・(運行予定書の日付)までに公共用電気バスとして運行を開始すること。 <p>【道路運送法第21条第2号として導入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・(運行予定書の日付)までに道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供すること。

(様式第3号)

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

神戸市公共用電気バス普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市公共用電気バス普及促進補助金に係る補助対象事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

2. その他

(様式第4号)

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市公共用電気バス普及促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市公共用電気バス普及促進補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助金等の額	円
取消の理由	
その他	

(様式第5号)

年 月 日

神戸市長宛

神戸市電気バス普及促進補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市電気バス普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので申請します。

記

1. 申請者

住 所	〒
事業者名	
代表者名	(役職) (代表者氏名)

2. 処分の詳細

処分する財産の明細 (メーカー名・車名、車台番号、補助金 交付決定時の自動車登録番号)	
処分の内容 (処分子定日、処分方法等)	
処分する理由	
その他必要な事項	
添付書類	・補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の 写し ・その他市長が必要と認める書類

(様式第6号)

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市電気バス普及促進補助金に係る財産処分（承認・不承認）書

年 月 日付で財産処分承認申請のあった神戸市電気バス普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産の処分を下記のとおり（承認します・不承認とします。）

記

処分する財産の明細	
処分の内容	
処分する理由	
その他必要な事項	
不承認とする理由	